

第 3 次遊佐町定住促進計画

令和 4 年 3 月

山形県遊佐町

目 次

I 計画策定の趣旨等

1 目的	1
2 位置付けと計画期間	1
3 計画の推進	2

II 現状と課題

1 現状	2
(1) 人口の推移	2
1) 自然動態	
2) 社会動態	
3) 今後の人口予測、人口の将来展望、現在人口との比較	
(2) 就業人口の状況	7
(3) 転入人口と転出人口の動向	8
(4) 住宅建築等の動向	9
(5) 移住・定住施策に対する町民の意識	10
(6) IJU ターンした若者の意見	10
(7) 関係人口	11
2 課題	11
(1) 若者の定住促進	11
(2) 雇用の安定と就労環境の充実	11
(3) U ターン、移住希望者の定住促進	11
(4) 関係人口の創出・拡大	12

III 施策の体系

1 施策の基本的な考え方	13
2 具体的な施策	14
(1) 若者の定住を促すための条件整備	14

1) 若者のための住宅整備支援	
2) 若者の出会いの場の創出・若者対象事業への支援	
3) 未来を担うゆざっ子のはばたき支援	
4) 若者の出会いの場の創出	
(2) 子育てしやすい環境整備	16
1) 出産・子育ての切れ目のない環境整備	
2) 充実した子育て支援体制の推進	
(3) 産業振興及び雇用対策	18
1) 就職及び創業支援	
2) 企業立地の推進及び企業等支援	
3) 農林水産業の育成	
(4) 移住希望者の定住促進	20
1) 空き家を活用した移住支援と移住者へのアフターフォローの充実	
2) ゆざが好きになる、住みたくなる情報の発信と回帰支援	
3) I J Uターンの推進	
4) P R ・情報提供	
施策体系図【施策内容】	26

IV 参考資料

遊佐町定住施策庁内連絡会議 及び 定住促進計画策定ワーキングチーム	27
遊佐町定住施策の進捗状況	29

I 計画策定の趣旨等

1 目的

2013（平成25）年1月に策定した「遊佐町定住促進計画」では、町が慢性的な転出者増による社会減、特に少子化による自然減が著しく人口減少が急速に進行しており、中心市街地の店舗数の減少や、町住宅団地分譲地への住宅建築が進まない状況にあると分析し、空き家バンク活用等に取り組み、移住相談件数の増加からの定住者増、町住宅団地分譲地の成約につなげました。その後、2017（平成30）年3月に「第2次遊佐町定住促進計画」を策定し、現状分析から、若者の定住促進、雇用の安定と就労環境の充実、Uターン・移住希望者の定住促進の3つを取り組むべき課題として掲げ、子育て世帯支援、若者・移住者向け住宅整備等幅広い分野での定住促進施策に取り組み、人口減少の抑制を図りました。

この結果、国立社会保障・人口問題研究所が報告した2060（令和42）年の本町人口推計値5,000人弱となる人口減少推移に比べ、ゆるやかな減少とはなりましたが、2015（平成27）年10月に町が策定した「遊佐町人口ビジョン」にて定めた2060（令和42）年目標人口8,000人を実現するための人口減少推移より、若干下回る状況となっています。

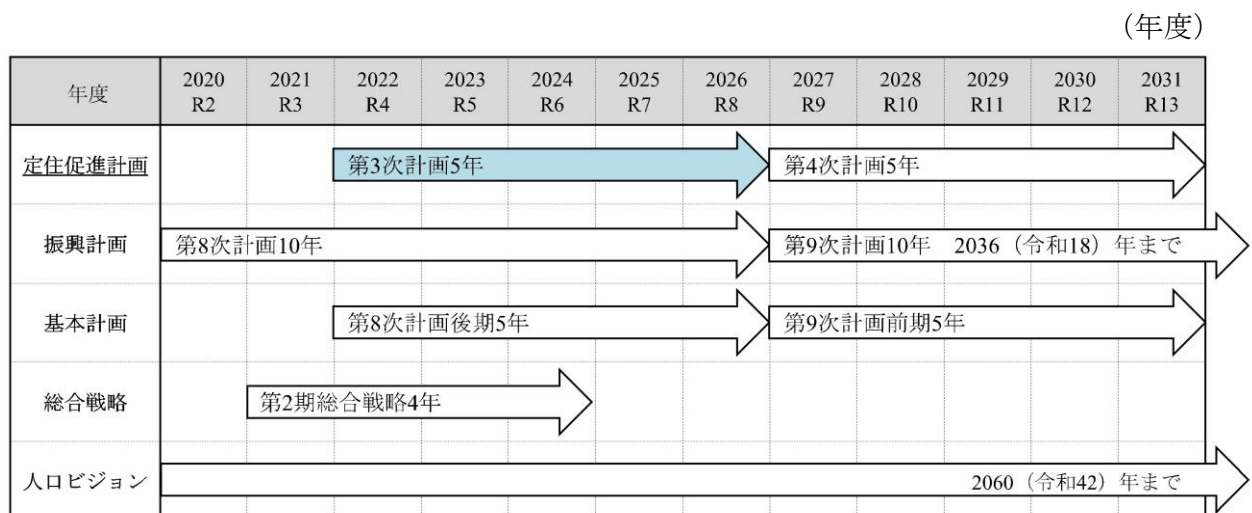
本計画は、町の目標人口を踏まえ、「遊佐町総合発展計画」及び「遊佐町総合戦略」に基づき、関係団体と連携した施策を展開して移住・定住を促進することにより、人口の流出・減少を抑制して現在の状況を上方修正させ持続可能な地域社会を創出することを目的に、新たに第3次定住促進計画として策定するものです。

2 位置付けと計画期間

町の最上位計画である遊佐町総合発展計画「第8次遊佐町振興計画」は、2017（平成29）年度を初年度として、「オール遊佐の英知（町民力）を結集」を町づくりの理念として策定されました。2021（令和3）年度に策定された後期基本計画においても引き続き、“子どもたちの夢を育むまち”、“働き場・若者・賑わいのあるまち”、“自然と調和した安全・安心・快適なまち”の3つの将来像の実現に向けて、今後様々な事業に取り組んでまいります。

また、本町では、「遊佐町人口ビジョン」において定めた2060（令和42）年目標人口8,000人の実現のため、2017（平成30）年10月に「遊佐町総合戦略」を策定し、2021（令和3）年3月には第2期総合戦略を策定しています。本計画は、「総合戦略」の中でも移住定住促進という本町にとって大きな課題に取り組む計画であることから、振興計画、総合戦略の実現を支えるものとして位置付けることとします。

なお、計画期間は開始年度を2022（令和4）年度とし、目標年度を振興計画後期基本計画と同じ2026（令和8）年度とします。



3 計画の推進

この計画を推進するため、移住定住施策の企画立案、移住希望者に必要な情報を提供するワンストップ窓口体制構築のための組織として、定住施策を所管する町職員で構成する「遊佐町定住促進施策庁内連絡会議」を2012（平成24）年5月に設置しました。この連絡会議において定期的な会議を実施し、また本計画のためのワーキングチームを設置、ここで出された意見やアイデアを本計画に反映させていきます。このほか、移住希望者にきめ細やかな対応と移住後のフォローを行うため、集落支援員、特定非営利活動法人いなか暮らし遊佐応援団と連携して相談事業の強化に努めております。

また、移住を希望する方々の情報を集め、それらに対するアプローチを確実にを行うため、町内の各関連団体等を中心とした官民一体となった組織「遊佐町 IJU ターン促進協議会」との情報共有をさらに強化し、この組織を通じて具体的な施策の展開を実践していきます。

II 現状と課題

1 現状

(1) 人口の推移

地域活性化のバロメーターである本町の人口は、1950（昭和25）年度の25,726人をピークに減少傾向に転じ、1985（昭和60）年度の20,271人を境に2万人台を下回りました。

人口及び世帯数（表1-1、2）を見ると、2004（平成16）年度以降、年間減少数は毎年200～300人を推移、2010（平成22）年度には16,000人を割り込み、2010（平成22）年からの11年間で2,853人減少しています。

世帯数の推移を見ると、2015（平成27）年度までは、5,000世帯を推移してきましたが、2016（平成28）年度以降は5,000世帯を下回っています。一世帯当たりの人員は、1999（平成11）年度の3.64人（18,548人／5,091世帯）から2020（令和2）年度には2.67人（13,294人／4,970世帯）に縮小し、核家族化や世帯の多様化が進んでいることがうかがえます。

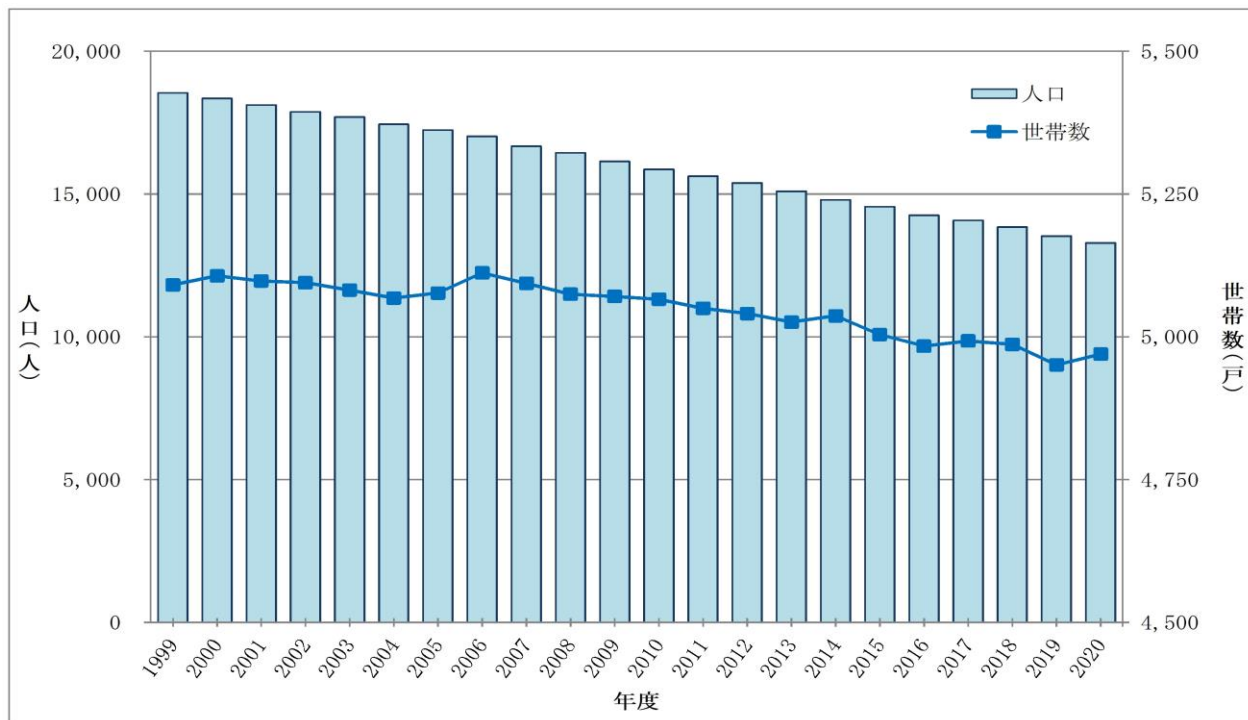
表1-1 遊佐町の人口及び世帯数

（人、世帯）

年度	1999 H11	2000 H12	2001 H13	2002 H14	2003 H15	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21
人口	18,548	18,348	18,120	17,881	17,707	17,450	17,243	17,025	16,678	16,448	16,147
前年度比	△ 177	△ 200	△ 228	△ 239	△ 174	△ 257	△ 207	△ 218	△ 347	△ 230	△ 301
世帯数	5,091	5,107	5,098	5,095	5,082	5,068	5,077	5,112	5,094	5,075	5,071
	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R 元	2020 R2
	15,874	15,628	15,394	15,096	14,800	14,561	14,260	14,085	13,853	13,534	13,294
	△ 273	△ 246	△ 234	△ 298	△ 296	△ 239	△ 301	△ 175	△ 232	△ 319	△ 240
	5,066	5,050	5,041	5,026	5,037	5,004	4,984	4,993	4,987	4,951	4,970

住民基本台帳（各年度末）より

表 1-2 遊佐町の人口及び世帯数（グラフ）



1) 自然動態

出生と死亡（表 2-1、2）の動向をみると、年度によって違いはあるものの出生数が 100 人未満の年が続き、近年では 60 人台と減少している一方で、死亡数は出生数を上回り毎年 250 人前後となっており、年々その差は広がっています。

20 代、30 代、40 代の未婚者の状況（表 3）を 2005（平成 17）年からの国勢調査結果からみると、いずれの世代でも未婚率が高くなっており、2020（令和 2）年度では、20 代の男性の 90%、女性の 80%を超える方、30 代全体では約 5 割、40 代全体でも 3 割を超える方が未婚となっています。このことは、出生数の減少、いわゆる「少子化」に拍車をかけている大きな要因のひとつであると分析されます。少子化社会は、晩婚化や未婚・離婚の増、世帯構造の変化、子育て意識の変化、経済的な理由等、様々な要因が複合的に絡み合って生み出されており、市町村はもとより国政レベルでも重要な課題となっています。

表 2-1 遊佐町の出生と死亡 (人)

年度	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	
出生	93	98	102	74	89	77	102	72	
死亡	248	197	226	260	253	252	248	268	
増減	△ 155	△ 99	△ 124	△ 186	△ 164	△ 175	△ 146	△ 196	
年度	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R 元	2020 R2
出生	69	70	62	71	62	79	63	62	50
死亡	258	268	250	251	291	235	256	249	242
増減	△ 189	△ 198	△ 188	△ 180	△ 229	△ 156	△ 193	△ 187	△ 192

住民基本台帳（各年度末）より

表 2-2 遊佐町の出生と死亡（グラフ）

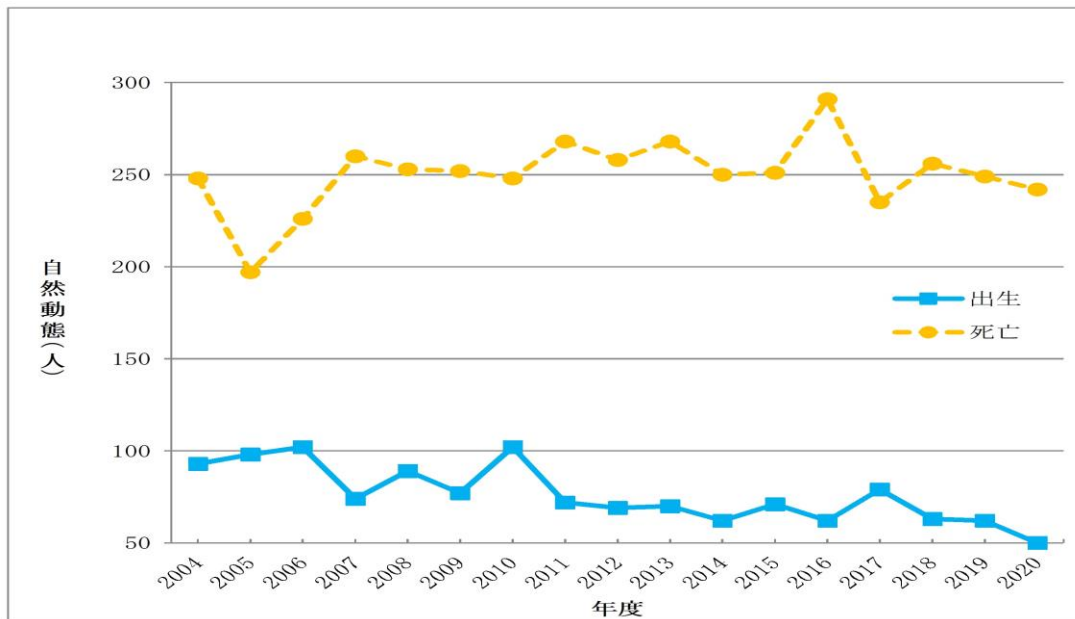


表 3 未婚等の数（国勢調査より）

（人・％）

年代	性別	2005年 (H17)			2010年 (H22)			2015年 (H27)			2020年 (R2)		
		総数	内未婚数	未婚率	総数	内未婚数	未婚率	総数	内未婚数	未婚率	総数	内未婚数	未婚率
20代	男	734	598	81.47	554	464	83.75	434	376	86.64	356	324	91.01
	女	606	426	70.30	437	323	73.91	389	293	75.32	283	234	82.69
	計	1,340	1,024	76.42	991	787	79.41	823	669	81.29	639	558	87.32
30代	男	786	354	45.04	776	394	50.77	679	339	49.93	563	299	53.11
	女	777	195	25.10	708	228	32.20	573	196	34.21	472	167	35.38
	計	1,563	549	35.12	1,484	622	41.91	1,252	535	42.73	1,035	466	45.02
40代	男	1,059	292	27.57	838	286	34.13	759	310	40.84	752	297	39.49
	女	1,042	138	13.24	843	154	18.27	762	196	25.72	718	209	29.11
	計	2,101	430	20.47	1,681	440	26.17	1,521	506	33.27	1,470	506	34.42

※ 外国人住民を含む総数、未婚等に死別・離別を含む

2) 社会動態

転入と転出（表 4-1、2）の動向をみると、全ての年で転出が転入を上回っており、その差は自然動態よりは小さくなっています。近年は転出数において漸減傾向にあり、今後も転出数の大幅な増加はないものと想定されます。2016（平成 28）年度から 2020（令和 2）年度までの社会動態による増減平均△60.6人で、2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年度までの増減平均△116.6人、2011（平成 23）年度から 2015（平成 27）年度までの増減平均△82.0人に続き減少しています。

また、0～15歳の転入と転出（表 4-3、4）を見ると、2010（平成 22）年度、2019（令

和元)年に転出数が転入数を上回りましたが、それ以外の年では転入数が転出数を上回っています。子育て世代の家族が転入することで、全体の社会動態の転入数の増加につながっているものと思われます。

表 4-1 遊佐町の転入と転出

(人)

年度	2004 H16	2005 H17	2006 H18	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23
転入	314	291	293	239	333	241	242	231
転出	416	400	387	404	400	368	372	280
増減	△ 102	△ 109	△ 94	△ 165	△ 67	△ 127	△ 130	△ 49
2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R 元	2020 R2
	237	287	256	246	236	268	240	246
	336	382	364	305	308	287	279	287
	△ 99	△ 95	△ 108	△ 59	△ 72	△ 19	△ 39	△ 41

住民基本台帳 転入及び転出 (各年度末) より

表 4-2 遊佐町の転入と転出 (グラフ)

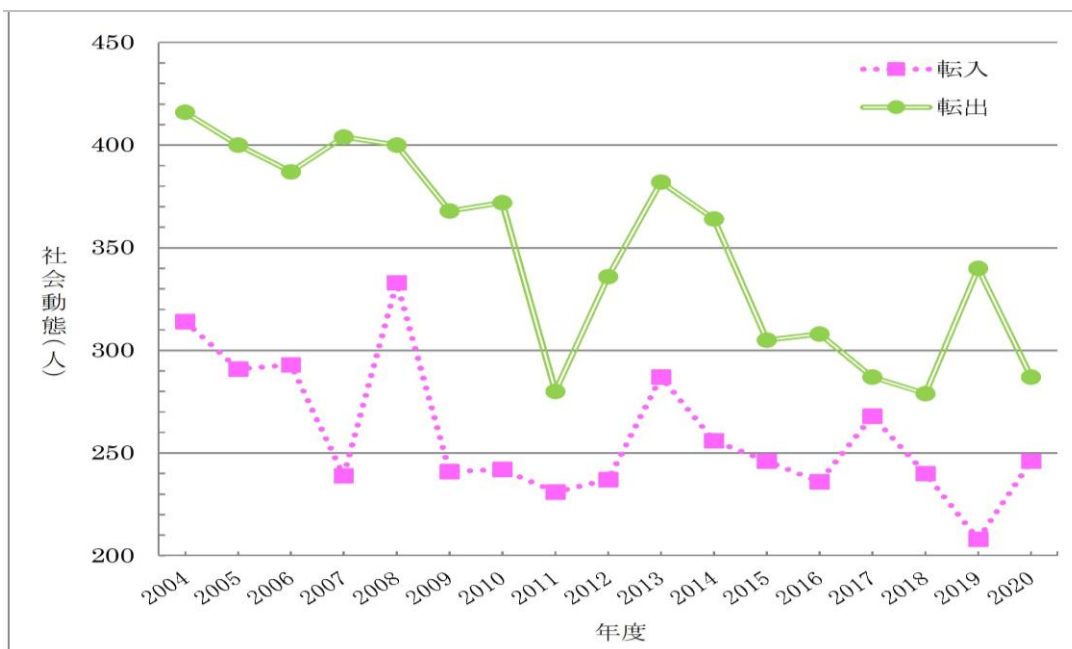


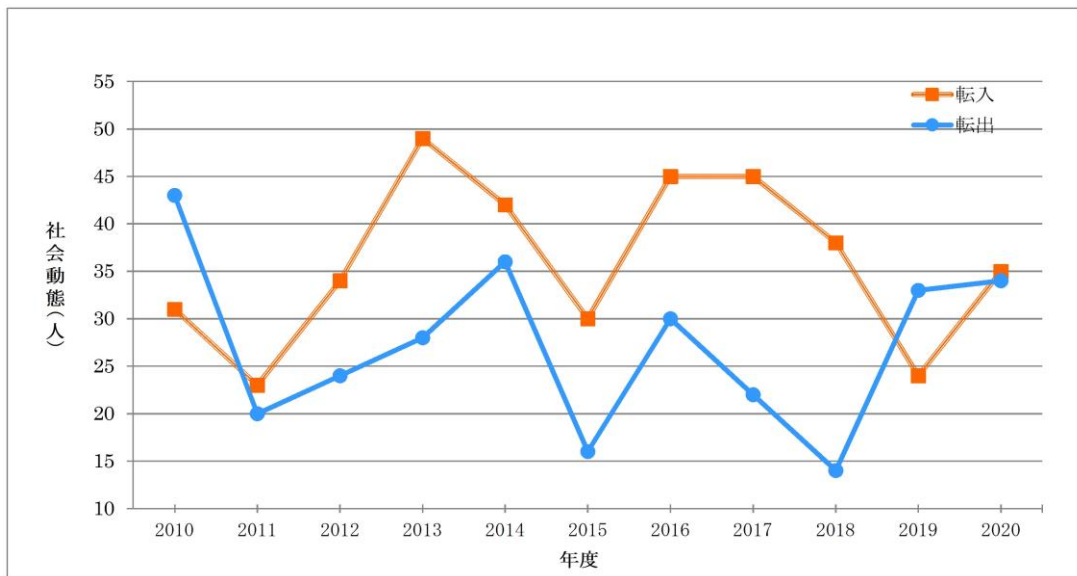
表 4-3 0～15歳の転入と転出

(人)

年度	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R 元	2020 R2
転入	31	23	34	49	42	30	45	45	38	24	35
転出	43	20	24	28	36	16	30	22	14	33	34
増減	-12	3	10	21	6	14	15	23	24	-9	1

住民基本台帳 転入及び転出 (各年度末) より

表 4-4 0～15 歳の転入と転出（グラフ）



3) 今後の人口予測、人口の将来展望、現在人口との比較

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）に準拠した人口推計では、2025（令和 7）年 11,697 人、2040（令和 22）年には 8,398 人、2060（令和 42）年には 4,910 人にまで減少すると予測されています。これに対して、町では、遊佐町人口ビジョンの本町総人口の将来展望（表 5-1）として、2040（令和 22）年に 10,093 人、2060（令和 42）年には 8,000 人を維持することを目標に掲げています。

この目標の実現に向け、移住・定住促進施策に取り組んできましたが、その結果、どのような状況にあるかを見るために、社人研準拠の人口推計、遊佐町人口ビジョンで定めた町が目指す人口規模の推移、総務省の国勢調査による町の人口を比較したのが表 5-2 です。2020（令和 2）年の時点で、国勢調査による人口が 13,032 人に対し、社人研準拠人口が 12,906 人、人口ビジョンで定める将来展望人口が 13,233 人となっており、人口ビジョンの人数は下回るものの、社人研準拠の人口推計は若干上回っており、人口減少が推計値より幾分ゆるやかになっていると言えます。

表 5-1 本町総人口の将来展望（遊佐町人口ビジョン）

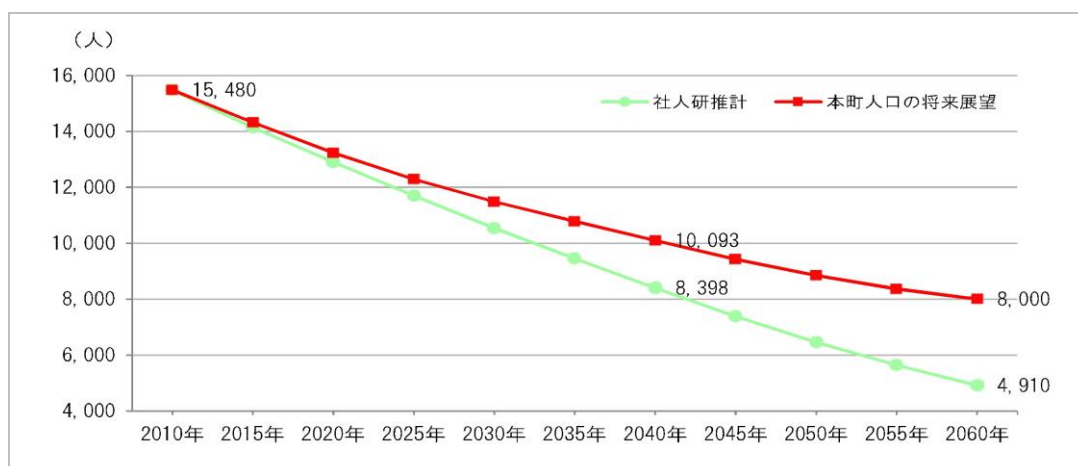


表 5-2 社人研及び遊佐町人口ビジョンの人口推移と国勢調査結果の比較

区分	2005 H17	2010 H22	2015 H27	2020 R2	2060 R42
国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」	16,852	15,480	14,146	12,906	4,910
「遊佐町人口ビジョン」で定めた 遊佐町が目指す人口規模	16,852	15,480	14,324	13,233	8,000
遊佐町の人口 (総務省「国勢調査」より)	16,852	15,480	14,207	13,032	

※2005 (H17) 年、2010 (H22) 年の数値は、いずれも国勢調査の数値。

(2) 就業人口の状況

産業分類別人口動向 (表 6) をみると、就業者総数は 2000 (平成 12) 年に 9,364 人と一万人台を割り込み、2010 (平成 22) 年には 7,680 人、2015 (平成 27) 年には 7,197 人と減少を続けています。

一方でハローワーク酒田による求人倍率 (表 7-1、2) は 2016 (平成 28) 年度の平均 1.41 倍から徐々に高くなり、2018 (平成 30) 年度の平均は 1.83 倍まで伸びました。その後、2020 (令和 2) 年には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から求人倍率が大きく減少しましたが、2021 (令和 3) 年は回復傾向にあります。

表 6 産業分類 (大分類) 別就業者数の動向 (国勢調査より)

(人・%)

区分	1990年 (H2)		1995年 (H7)		2000年 (H12)		2005年 (H17)		2010年 (H22)		2015年 (H27)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
就業者総数	10,636	100.00	10,010	100.00	9,364	100.00	8,551	100.00	7,680	100.00	7,197	100.00
第一次産業	2,626	24.69	2,033	20.31	1,611	17.20	1,565	18.30	1,333	17.36	1,154	16.03
第二次産業	4,003	37.64	3,821	38.17	3,365	35.94	2,521	29.48	2,097	27.30	1,947	27.05
第三次産業	4,003	37.64	4,155	41.51	4,382	46.80	4,457	52.12	4,241	55.22	4,058	56.38
分類不能	4	0.04	1	0.01	6	0.06	8	0.09	9	0.12	38	0.53

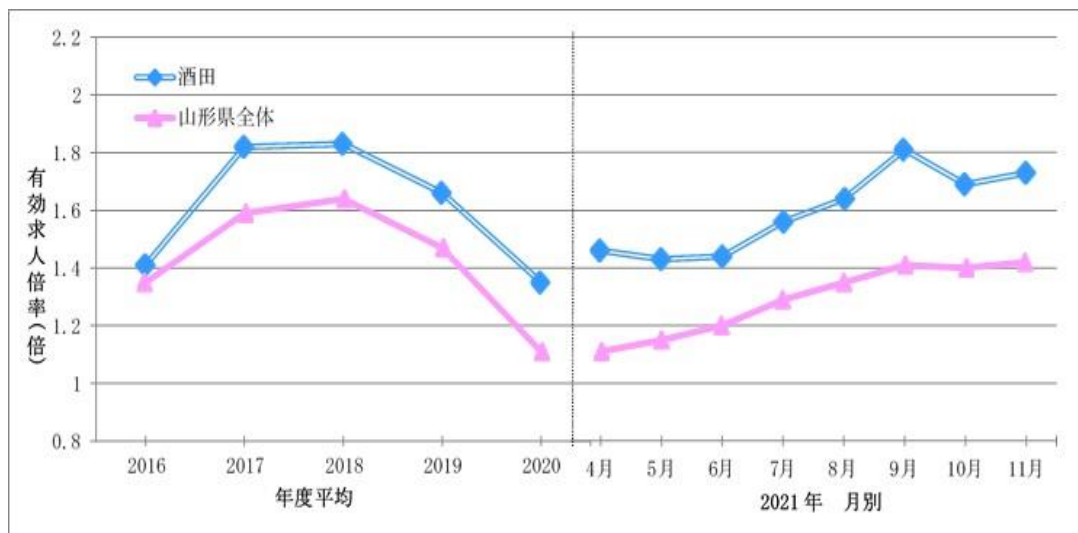
表 7-1 ハローワーク酒田有効求人倍率の平均推移

(倍)

年度・月別	2016	2017	2018	2019	2020	2021 (R3)							
	H28	H29	H30	R元	R2	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
酒田	1.41	1.82	1.83	1.66	1.35	1.46	1.43	1.44	1.56	1.64	1.81	1.69	1.73
山形県全体	1.35	1.59	1.64	1.47	1.11	1.11	1.15	1.20	1.29	1.35	1.41	1.40	1.42

ハローワーク酒田労働市場月報より

表 7-2 ハローワーク酒田有効求人倍率の平均推移（グラフ）



(3) 転入人口と転出人口の動向

本町への転入状況を2020（令和2）年総務省住民基本台帳人口移動報告でみると、転入者238人のうち「酒田市」（71人）からの移動が最も多くなっており、続いて県外では「東京都」（17人）、県内の自治体では「鶴岡市」（18人）からの移動が多くみられます。

一方、本町から他自治体への転出状況をみると、転出者307人のうち「酒田市」（118人）への移動が最も多くなっており、続いて県外では「東京都」（27人）、県内の自治体では「山形市」（11人）への移動が多くみられます。

転入・転出年齢調（表8）を移動者の年齢別にみると、転入では、全年度をとおして「21歳～30歳」が最も多く、次に「31歳～40歳」「0歳～15歳」の順となっていました。転出でも「21歳～30歳」が最も多く、次に「16歳～20歳」「31歳～40歳」の順となっていました。転入・転出の差をみると、全年度をとおして16歳～30歳までが転入を転出が上回っています。

2018（平成30）年度から2021（令和3）年12月までの転入転出アンケート調査によると、移動理由の主なものについて、人数の多い順にあげると、転出では「就職・転職」、「結婚」、「自分の進学」の順となっていて、第2次計画策定時の状況と変わらない順になっています。一方、転入については、第2次計画策定時は「就職・転職」、「結婚」、「退職による帰郷」の順でしたが、「家庭の事情（親と同居も含む）」、「就職・転職」、「退職による帰郷」の順に変わっていました。

移住者世帯数と人数（表9）をみると、移住世帯数と人数が年々減少しています。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、移住者が大幅に減少していますが、この減少傾向を抑えるため、独身者、子育て世帯、子育てが一段落した世帯と幅広い対象の移住・定住を促す仕組みが必要です。

表 8 年齢別社会動態数

(人)

年度 年齢	2015 (H27)			2016 (H28)			2017 (H29)			2018 (H30)			2019 (R元)			2020 (R2)		
	転入	転出	差引	転入	転出	差引	転入	転出	差引	転入	転出	差引	転入	転出	差引	転入	転出	差引
0～15	30	16	14	45	30	15	45	22	23	38	14	24	24	33	-9	35	34	1
16～20	15	55	-40	16	54	-38	13	54	-41	8	49	-41	13	72	-59	20	58	-38
21～30	72	105	-33	74	108	-34	83	105	-22	74	98	-24	70	108	-38	73	106	-33
31～40	64	46	18	51	45	6	59	41	18	47	49	-2	42	44	-2	43	35	8
41～50	22	33	-11	13	19	-6	19	22	-3	25	23	2	12	31	-19	18	22	-4
51～60	14	15	-1	14	22	-8	15	10	5	15	13	2	22	16	6	13	10	3
61～70	12	18	-6	15	13	2	16	8	8	15	12	3	8	13	-5	16	7	9
71～	17	17	0	8	17	-9	18	25	-7	18	21	-3	17	23	-6	28	15	13
計	246	305	-59	236	308	-72	268	287	-19	240	279	-39	208	340	-132	246	287	-41

山形県社会的移動人口調査(各年度)報告より ※2014年度以降は、外国人住民を除く数。

表 9 移住者世帯数と人数 (IJU ターン)

(世帯、人)

年 度	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R元	2020 R2	計
世帯数	22	18	19	15	11	85
人 数	60	39	40	37	17	193

定住促進係相談 (各年度末) より

(4) 住宅建築等の動向

本町における住宅の建築戸数(課税件数)は下記の表10のとおりです。2001(平成13)年までは、およそ年間100戸を超えていましたが、その後、3年ほどおよそ70戸台の横ばい状態が続き、2010(平成22)年は13戸にまで減少しました。景気の動向と少子高齢及び人口減少の影響により、年度により増減はありますが、2011(平成23)年度より導入した若者住宅建設事業(定住住宅支援金)により、木造新築建築の件数は持ち直し、近年では20～30件代を維持しています。

また、2012(平成24)年度に空き家を活用するための施策として、空き家バンク登録促進活動を充実させました。2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、町外からの移動、人との接触が抑制されたこともあり空き家バンク登録数と成約数(表11)が大きく減少していますが、それまでは登録件数・成約数ともに10件台を維持してきました。移住希望者に賃貸住宅を希望する方が多く、また起業したい若者も増えており、空き家バンクへの物件登録を一層図りながら、空き家を活用してこれらのニーズに応える支援も必要になっています。

表 10 新築住宅建設戸数（建築年次別）

(戸)

年	2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25
木造	35	29	23	13	22	16	32
非木造	1	7	1	0	0	0	1
計	36	36	24	13	22	16	33
	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R 元	2020 R2
	36	14	16	25	30	27	20
	0	2	0	3	2	2	3
	36	16	16	28	32	29	23

町民課課税係（各年末）より

表 11 空き家バンク登録と成約数

(戸)

年 度	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R 元	2020 R2	計
登録件数	26	15	18	14	8	81
成約数	19	12	14	12	5	62

定住促進係相談（各年度末）より

（５）移住・定住施策に対する町民の意識（2021（令和3）年「町民意識調査報告書」より）

2021（令和3）年8月に、遊佐町総合発展計画後期基本計画策定にむけて町が実施した「町民意識調査」の中で、町民の移住・定住施策の満足度と重要度を調査したところ、若者の定住促進において町民の満足度が最も高く、最も重要と考えている項目は、「子育てしやすい環境整備」（満足・やや満足合計41.5%、重要・やや重要合計78.8%）でした。これに対し、町民の不満足度が最も高いのは、「企業立地の推進および企業支援」（不満・やや不満合計26.2%）であり、次いで「就職および創業支援」（同20.1%）で、後者は若者の定住促進において町民が重要と考える項目の第2位（重要・やや重要合計68.5%）、前者は第3位（同68.2%）でした。いずれも年齢別で見ると年齢層が上がるほど評価が小さくなる傾向にあり、若年層に合わせた不満項目の改善を図りながらも、移住・定住促進のためには世代のニーズに合わせた取り組みが必要となっていることがわかります。

（６）IJU ターンした若者の意見（遊佐町定住促進計画策定懇談会より）

2021（令和3）年12月に、町内にIJU ターンで移住した若者による「遊佐町定住促進計画策定懇談会」を開催し、町の移住・定住施策や、町内での生活における課題について意見交換を行いました。会議では、移住・定住希望者のための住宅整備、空き家等の利活用、独身移住者への支援、公園等生活環境整備、若者の交流の場づくり、共働き世帯の子育て支援、働く場の創出、新規就農者支援、効果的な観光対策、交通の利便性向上など、若者、移住者としての視点からの意見が出されました。町では、これらの意見を含む町の課題を改めて再確認し、施策内容を検討していく必要があります。

(7) 関係人口

関係人口とは、居住地や通勤地以外の特定の地域と継続的かつ多様な形で関わり地域の課題の解決に資する人のことです。2021（令和3）年3月に国土交通省が公表した「関係人口の実態把握」（2020（令和2）年9月実施「地域との関わりについてのアンケート」結果）によると、三大都市圏居住者で特定の地域と訪問、滞在、地域活動参加等の関わりのない人に対して、日常生活圏・通勤圏以外の地域との関わりの希望を確認したところ、全体（回答者54,226人）の約4割（約22,000人）存在していることがわかりました。

また、国では、2020（令和2）年閣議決定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020年改訂版）、2021（令和3）年閣議決定した「まち・ひと・しごと創生基本方針」において、地域課題の解決と地方移住の裾野の拡大を目的に、関係人口の創出と拡大を図ることを掲げており、今後、地方自治体でも関係人口の増加に向けた取り組みが重要となっています。

2. 課 題

(1) 若者の定住促進

近年の社会動態から、町の人口を維持していくためには、近年、継続して転入より転出が上回っている30歳未満の方の町への定着を促すことが効果的であることがわかりました。この世代は、進学、就職、結婚、子育て、住宅購入など人生の節目を迎える場合が多く、これに伴い、町外への転出が多くなっていると考えられます。若者の多くは、娯楽の少なさや買い物・交通の不便さなどに不満を抱いていますが、豊かな自然環境、出産・子育て環境の良さ、防災・防犯対策の充実など、本町の持つ多面的な魅力に気づいていない点も多いと考えられます。ライフステージの節目に合わせた対策を講じることで、本町を定住先として「選んでもらえる」よう、本町で暮らし続けるきっかけや暮らし続けることの良さを若者に知ってもらうことが必要になります。

(2) 雇用の安定と就労・創業環境の充実

本町の雇用情勢は、有効求人倍率の向上からわかるとおり改善に向かっています。しかしながら、人口減少・高齢化に起因する人材不足への対応が課題になっています。特に若年層の転出過多が続いていることから、就業者の高齢化や生産性の低下、事業継承問題などを引き起こしています。そのため、未来の産業を担う人材育成・発掘と雇用支援、更には新たな雇用を生み出すための企業誘致の推進や企業等が立地しやすい環境を整えるための対策を検討することが必要です。

(3) Uターン、移住希望者の定住促進

本町では、町外への転出過多が慢性的に続いており、人口減少・高齢化や若者の流出によって地域のにぎわいが失われ、まちづくりや企業活動などあらゆる場面で担い手の不足が懸念されています。ただし、定住促進計画策定後の近年は、本町独自の移住・定住対策が功を奏し、当初の社人研準拠の人口推計より人口減少率は若干ではありますがゆるやかになっています。本町が目標としている将来展望の達成のため、これまで以上に移住・定

住対策に力を入れて取り組む必要があります。また、移住希望者に必要な情報をワンストップで提供できる相談窓口体制の強化、集落での受入れ環境整備が重要になります。

(4) 関係人口の創出・拡大

人口減少によって生じる地域づくりの担い手不足を解決するためには、移住定住の促進を図りながら、訪問や滞在、地域活動への参加、ふるさと納税等様々な形態で、これら潜在的に地域と関わりたいと考えている町外の方々と繋がりを増やす必要があります。

本町では、「関係人口」を、町外に居住しながら本町の地域課題の解決のため応援してくれる方々と位置付けて、ネットワークやスキル・ノウハウを活かしながら活動できる事業・施策を整備し、関係人口の増加を図り、様々な課題の解決と本町移住の裾野の拡大を目指します。

Ⅲ 施策の体系

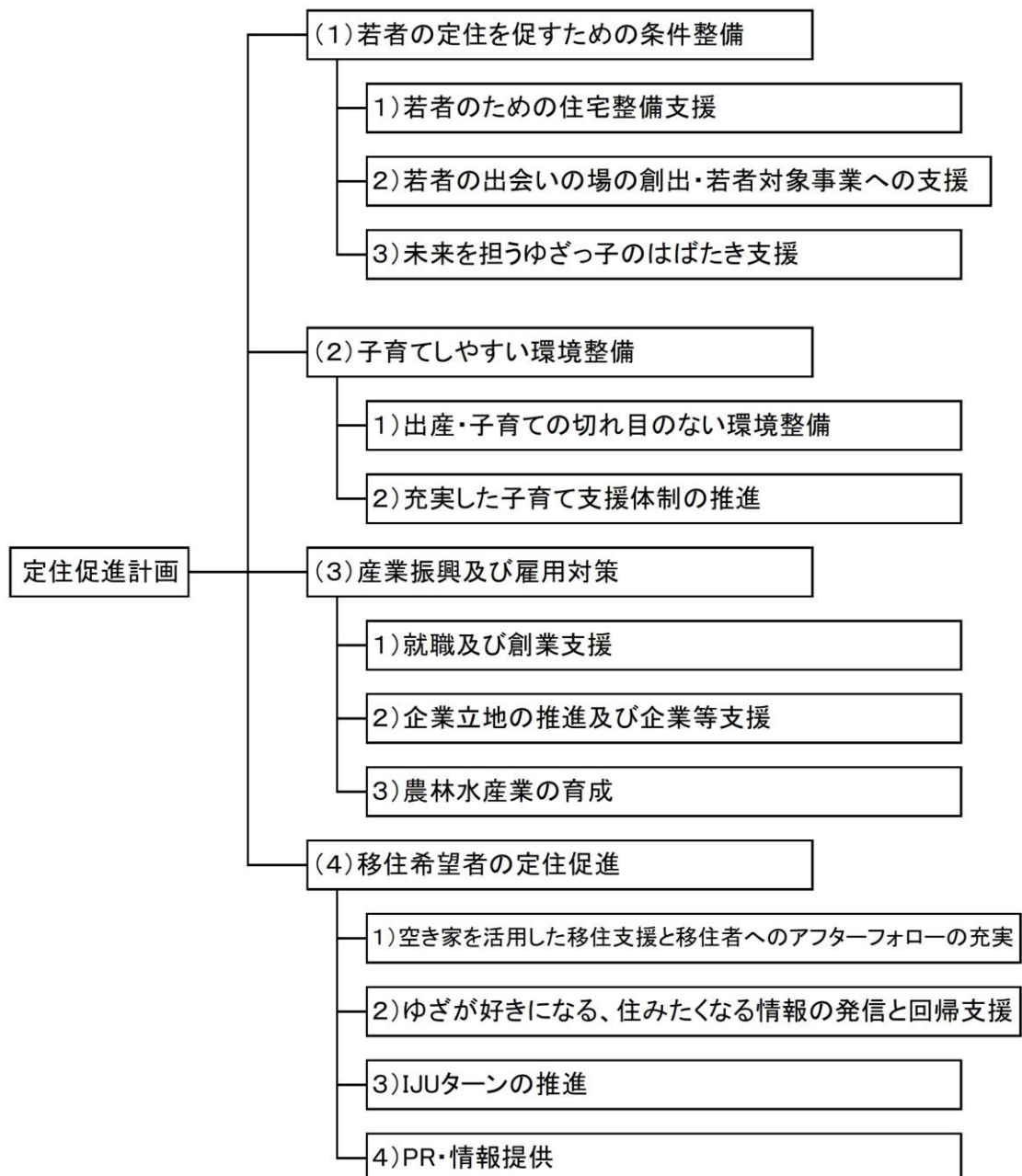
1 施策の基本的な考え方

人口減少は、数多くの要因が複雑に絡み合った結果の現象であり、その対策も、幅広い世代を対象に多種多様なものが求められます。しかしながら、すべての施策を実行するための財源確保が難しい状況にあっては、町が持つ潜在的な魅力を可能な限り引き出し、限られた組み合わせの中で人や企業を誘引することが大切になります。

このことから、多角的に人口増対策に取り組むこととし、特に若者、子育て世帯の人口減少に歯止めをかけるため、次の事業に重点を置き実施していくこととします。

なお、本計画策定後、社会情勢の変化や施策効果等の検証結果から、各施策内容の見直しが必要な場合は、本計画の目的に基づきながら柔軟に対応します。

【施策体系図】



2 具体的な施策

【用語の定義】

移住者：本町以外の市町村に5年以上居住し、かつ、本町内に定住の意思をもって平成25年4月1日以降に町内に転入した者（本町から転出し、5年以上経過している者を含む）で、転入して5年以内の者

定住：本町に永住し、又は5年以上生活の本拠を置き、かつ住民基本台帳に登録されていること

若者：40歳未満の者

空き家：町内に存する一戸建ての住宅で、普段利用されておらず、現に居住していない建築物

空き家活用住宅：遊佐町空き家情報活用システムに登録されている空き家の内、所有者から町長が賃貸借契約により借り上げた空き家

（1）若者の定住を促すための条件整備

1) 若者のための住宅整備支援

遊佐町の人口減少の原因のひとつには、18～30歳の若者の転出過多があげられますが、その理由としては、就職・転職、結婚による転出などが考えられます。このうち、結婚を機に近隣市町村に転出する事例では、希望する町内の賃貸住宅、住宅新築のための住宅地がないため町外に転出するケースが多くみられます。また、若者の移住希望者には、賃貸住宅や起業のニーズが高くなっており、これら移住・定住用の住宅を整備することで、若者の定住を促す必要があります。

更に、定住等の促進を図るには、良好な住環境と快適な生活環境の情報提供が必要です。定住環境の情報を積極的に発信するほか、新規転入者及び町内外在住者の若い夫婦の生活拠点としての新たな住まいの取得等を支援することにより、定住につなげていきます。

また、ハード面では舞鶴地内若者定住住宅地の宅地分譲や、町有地を有効活用した賃貸住宅の経営者を公募するなど、受入れ環境を整えていきます。

【施策内容】

① 舞鶴地内若者定住住宅地分譲：継続（企画課）

内容：舞鶴地内若者定住住宅地（令和2年度宅地造成済）を、若者世帯に分譲販売を行うもの（令和3年度：6区画分譲完了 残り区画：3区画）。

② 民間活力賃貸住宅建築促進事業：継続（企画課）

内容：民間活力を導入しながら定住促進を図るため、町有地（舞鶴地内）で若者・子育て世帯の定住に資する賃貸住宅を運営しようとする事業者を公募するもの。

貸付期間：50年以内

賃料：固定資産税価格の100分の4

③ 空き家再生地域活性化推進事業：継続（企画課）

対 象：町内の空き家を店舗として活用し起業し、10年以上事業を継続する移住者
助成額：リフォーム費用及び設備費用の3分の2 上限170万円

④ 定住住宅建設支援金事業：継続（地域生活課）

対 象：町内に、専用・併用住宅を建設する者
助成額：対象工事費の12%（上限120万円）但し、40歳未満または町内定住目的の町外在住者は上限140万円

⑤ 定住住宅取得支援金事業：継続（地域生活課）

対 象：町内の、建売、中古住宅を取得し定住する者
助成額：対象取得費の12%（上限120万円）但し、40歳未満または町内定住目的の町外在住者は上限140万円

⑥ 定住賃貸住宅建設支援金事業：継続（地域生活課）

対 象：町内に、賃貸住宅を建設する者
助成額：集合住宅（アパート等）1戸当たり120万円（上限1,000万円）
戸建住宅 1戸当たり170万円

⑦ 持ち家住宅リフォーム支援金事業：継続（地域生活課）

対 象：申請段階で工事に着手していないこと、町内の建設業者と契約すること、下水道または合併浄化槽に接続している又はすること、町県民税等に滞納がない者、遊佐町在住でない者は工事後に遊佐町に移住することが確実な者
助成額：費用20万円以上の工事費の12%
下水道等接続工事と同時に行う場合は、対象工事費100万円まで22%、超える分は12%（上限100万円）

⑧ 総合的な空き家対策モデル事業：継続（企画課）

内 容：山形県、山形県住宅供給公社、東北芸術工科大学と連携し、町内の空き家をリノベーションして販売し、新築より安価な住宅販売による定住促進を図る。
※空き家の取得、工事、販売は山形県住宅供給公社が実施。

2) 若者の出会いの場の創出・若者対象事業への支援

人口減少の要因の一つに出生数の減少があげられます。また、出生数の減少は晩婚化が影響しているとも言われています。遊佐町でも未婚率は年々高くなっており、町としても未婚率を低下させ、出生数を増やすためにも「若者交流事業」を継続して実施します。

【施策内容】

① 若者交流事業：継続（企画課）

内 容：遊佐町若者交流事業実行委員会が行うふるさとの未来やUターンについて考えるきっかけとなる交流事業、出逢いの場となるイベント等の開催を支援する。

② 婚活イベント開催支援事業補助金：継続（企画課）

対 象：町内の団体

助成金：婚活イベント開催費の半額補助（上限 20 万円）

3) 未来を担うゆざっ子のはばたき支援

卒業後の帰郷などを条件とした若者の進学やキャリアアップを支援することで、将来の優秀な人材の確保と定住につなげていきます。

【施策内容】

① 遊佐高等学校魅力化地域連携支援事業：新規（企画課）

内 容：遊佐高等学校魅力化に係る地域連携協議会による同校の魅力化、活性化策を検討・実施する。県外からの地域みらい留学生の寮運営、食事提供等の生活支援や相談対応を行う。また、企業・教育機関・自治体が連携し取り組む県内高校生を対象としたデジタル人材育成プロジェクト「やまがた AI 部」に参画する。

② 遊佐高校就学支援事業：継続（教育課）

i) 遊佐高校生キャリアアップ支援事業（普通自動車運転免許取得支援）

ii) 遊佐高校介護職員初任者研修受講支援金

iii) 就学支援金

iv) 遊佐高校通学支援事業

③ 奨学金制度等の創設

i) 看護師等奨学金貸付事業：継続（健康福祉課）

看護師・准看護師を養成する学校等に在学している方の修学を支援するため、修学等に必要な奨学金の貸付を行うもの。

学校等を卒業した日から 1 年以内に看護師等の免許を取得して、3 年以内に町内の医療施設等で正規職員として看護師等の業務に従事し、従事した期間が 3 年間継続した場合は、奨学金の償還を全額免除する。

ii) 山形県若者定着奨学金返還支援事業：継続（企画課）

町内に在住し、県内の高等学校等を卒業見込み、または卒業し奨学金の貸与を受けた方に対し、一定の要件を満たした場合、奨学金の返還を支援するもの。

※平成 27 年度より実施、平成 31 年度の募集まで

(2) 子育てしやすい環境整備

1) 出産・子育ての切れ目のない環境整備

妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援をめざし、子育て世代包括支援センターの設置や病児・病後児保育、経済的支援など、必要なサービスを円滑に利用できる体制を整備していきます。

【施策内容】

- ① ゆざっ子誕生祝金（第1、2子に10万円、第3子以降は20万円）：拡充（健康福祉課）
- ② 子育て支援医療給付事業（18歳まで医療費無料）：継続（健康福祉課）
- ③ 子育て世代包括支援センターの設置：継続（健康福祉課）

2) 充実した子育て支援体制の推進

次代を担う子どもたちが健やかに育成される環境づくりとして、平成26年に「遊佐町子どもセンター（わくわく未来館）」がオープンしました。天候に左右されずに親子や子ども同士で自由に来館し、遊ぶことができる遊戯室や一時預かりを含めた子育て支援センター、放課後児童の遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブなど、子育て世代を幅広く支援する施設として、事業の実施を含めた一層の利用促進と機能の充実に努めます。

保育園・認定こども園等の保育料等の無償化・大幅減額を継続し、0歳から3歳までの子どもの養育者への新たな支援を開始し、切れ目のない子育て支援をすすめて、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

【施策内容】

① ゆざっ子エンゼルサポート事業：継続（健康福祉課）

内 容：国が実施する幼児教育・保育の無償化の対象とならない子のいる世帯の保育料の負担軽減を図るため、入園児童が同一保護者の18歳未満第3子以降（当該年度4月1日時点）に当たる場合、保育料もしくは副食費を0円とする。

② すくすくゆざっ子支援金支給事業：継続（健康福祉課）

内 容：0歳から3歳までの子どもを養育する者に対し支援金を支給する。

助成額：子ども1人当たり12万円／年

③ 遊佐町子どもセンター（わくわく未来館）の利用促進：継続（健康福祉課）

内 容：子育て世代を幅広く支援するための子育て支援施設。天候に左右されずに親子等で自由に来館しあそぶことができる遊戯室や子育て支援センター、放課後児童クラブなどを設置している。

④ 子育て支援センター・一時預かりの実施：継続（健康福祉課）

内 容：乳幼児の遊びの場、子育て中の家族が気軽に集える交流の場として子どもセンター内に開設。乳幼児の一時預かりや子育てに関する相談も併せて実施。

⑤ 放課後児童の居場所の提供：継続（健康福祉課・教育課）

内 容：保護者が就労などで日中家庭に居ない児童に、放課後の遊びや生活の場所を提供。地域によっては、教育委員会が開催する「放課後子ども教室」が、遊びと生活の場所を提供。

⑥ ひとり親家庭等家賃助成事業：継続（健康福祉課）

内 容：ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を支援するための家賃の一部を助成。
（子どもが18歳まで）

助成額：家賃月額額の4分の1の額（上限1万円）

(3) 産業振興及び雇用対策

1) 就職及び創業支援

移住を決めるポイントの一つが仕事の存在です。通勤圏である庄内北部定住自立圏域（遊佐町、酒田市、庄内町、三川町）での就職活動のバックアップ、就職に必要な専門スキルの取得までを一体的に支援します。また、「遊佐町創業支援事業計画」を策定し、遊佐ブランド推進協議会、遊佐町商工会、地域金融機関との連携のもと、創業希望者への支援を充実させます。

【施策内容】

① テレワーク・ワーケーション体験支援事業：新規（企画課）

内 容：県外在住のテレワーク・ワーケーションを希望する若者個人に向け、町内宿泊施設に一定程度滞在し、本町での生活を体験する方の体験滞在に係る費用に対し助成を行う。※令和4年度中実施

助成額：体験滞在に係る交通費及び宿泊費の2分の1の額。上限額5万円。

② テレワーク移住者支援事業：新規（企画課）

内 容：県外から移住し、転入前の就労をテレワークで継続する若者移住者に、テレワーク環境整備費用に対し助成を行う。※令和4年度中実施

助成額：テレワーク環境整備費用の2分の1の額。上限10万円。5年間本町在住を条件とする。

③ IJU ターン定着促進助成金：継続（企画課）

庄内北部定住自立圏域外に1年以上住所を有している40歳未満の者が、圏域内で公的機関が実施する就職面接会、圏域内の事業所が実施する採用面接に要する交通費の2分の1を助成。※令和3年度より、移住相談のため来町する場合も対象。

④ IJU ターン定着激励金：継続（企画課）

庄内北部定住自立圏域外に1年以上住所を有している40歳未満の者で、IJUターンで町内に転入し圏域内事業所へ正規雇用により就職した方に激励金として10万円を交付（家族で転入の場合の上限額30万円）。

⑤ 創業支援事業：継続（産業課）

地域資源の活用に関する情報提供、遊佐町商工会が主体となって行う創業塾・セミナーへの斡旋、個別相談会の実施等を行う。

また、創業塾を修了したことを遊佐町が証明することで、創業希望者への国からの支援を拡充することができる。

⑥ 移住支援金事業：継続（企画課）

国の制度を活用し、東京 23 区在住者又は在勤者が町内に移住し、県マッチングサイト登録の企業に就職又は地域課題に対応した独立起業を行う場合に、1 人最大 100 万円の移住支援金を交付する。

2) 企業立地の推進及び企業等支援

「働き場の確保」はまさに喫緊の課題であり、地域経済の活性化のためにも、新たな雇用を生み出す企業誘致の推進、既存企業の増設等への支援のなお一層の充実を図ります。また、人材不足、後継者不足に悩む企業も多く、雇用のミスマッチの改善に努めていくほか、雇用の安定と拡大を目指します。

【施策内容】

① 企業立地等助成事業：継続（産業課）

i) 企業奨励金（企業奨励条例）

工場等の新增設に対し、固定資産税相当額を 5 年間交付。

ii) 用地取得助成金（企業立地促進条例）

工場等の新規立地、増設のため新たに用地を取得した場合、用地取得価格の 30% を助成。（限度額 3,000 万円）

iii) 企業立地上下水道管整備支援事業補助金

工場等の新規立地で上下水道管整備が必要な場合、必要経費の 2 分の 1 を助成。（限度額 200 万円）

② 企業振興支援事業：継続（産業課）

i) 中小企業設備投資支援事業補助金

既存企業の工場の新增設、設備投資に要する経費への支援。（投下固定資産 金額、雇用要件等の該当要件あり）

ii) 中小企業技術者養成研修補助金：継続（産業課）

従業員の研修参加、資格取得に要する経費の 3 分の 2 を助成。（1 事業所上限額 30 万円）

③ 地域医療安定化対策支援事業：継続（健康福祉課）

対 象：看護師、准看護師を正規職員として採用した町内医療機関

内 容：新規に採用された看護師等一人につき、月額 50,000 円に申請年度に在職した月数を乗じた額を上限として助成金を交付。助成期間は 3 年間。

3) 農林水産業の育成

価格の動向に敏感で経営感覚に優れた農業経営体の育成に努めるほか、新規就農を促進します。また、雇用創出につながる新たな商品づくりや地域資源を活かした取り組みを進め、所得の向上と後継者育成という観点からも、農林水産業の育成にチャレンジしていきます。

【施策内容】

① 新規就農者育成総合対策事業：新規（産業課） （農業次世代人材投資資金交付金事業）

内 容：農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を親元就農も含めて支援するとともに、新規就農者に対して、経営開始資金を助成する。

助成額：・経営発展支援事業費補助金

機械・施設等導入費上限 1,000 万円（経営開始資金対象者は 500 万円）の 3/4

・経営開始資金

12.5 万円/月（150 万円/年）×最長 3 年間

・農業次世代人材投資資金（経営開始型）

150 万円/年 ※×最長 5 年間（令和 3 年度以前採択者のみ）

② 新規就農者支援事業：拡充（産業課）

内 容：国等の新規就農支援事業対象者に対して、必要とする資格の取得費を支援するもの。また、町内産直施設に出品する新規就農者に対して、その費用を支援するもの。

助成額：資格取得費に対し当該費用の 2 分の 1（上限 10 万円）、産直施設への出品費用について、その相当額を支援する。

③ チャレンジファーム農業研修生支援事業：継続（産業課）

内 容：新たに農林水産業に従事しようとする者の研修期間中の生活を最大 2 年間支援するもの。

助成額：生活支援として最大 4 万円/月、住宅支援としてチャレンジハウスを無償で提供または最大 4 万円/月。先進地への研修で、研修先が町外となる場合は、研修費（旅費含む）の 2 分の 1 相当額（上限 30 万円）

④ 空き農地あっせん事業：継続（農業委員会）

内 容：空き農地の情報を管理し、農業をする者に売買・貸出しするもの。

⑤ 漁業就業者確保育成事業：継続（産業課）

内 容：新規漁業者の中古漁船取得費に対して補助するもの。

助成額：取得費に対し 2 分の 1（県支出金 1/3、町補助金 1/6）（上限 300 万円）

（4）移住希望者の定住促進

1) 空き家を活用した移住支援と移住者へのアフターフォローの充実

空き家の有効活用により移住しやすい環境を整えるほか、簡易な整備を支援するなど、ハード面での受け入れ環境を整えていきます。

また、定住の促進は、町を挙げての「おもてなし力」が欠かせません。特に「移住後」のフォローはとても大切で、孤立や問題を抱えたまま暮らしを続けていくことは移住者

にとって大変な重荷です。

移住希望の段階から、空き家への案内やその集落との調整役として、かつ定住後は相談相手として移住者のフォローを担う「集落支援員」を2012（平成24）年度から配置しています。2015（平成27）年度には、NPO法人いなか暮らし遊佐応援団が設立し、移住者や移住希望者の相談窓口として集落支援員と連携した活動を行っています。

更に、2010（平成22）年度から配置されている「地域おこし協力隊」が、地域活性化のための支援活動を実践しており、協力隊員本人が都市部等からの移住者であることから、移住セミナー、移住相談等で先輩移住者として支援と助言を行っています。今後は、協力隊員の退任後の定住に向けた支援と、移住者が町に定住し続けることができるように、生活面でのアフターフォローを充実させ、町、地域全体で支援を強化していきます。

【施策内容】

① 空き家利活用地域課題解決支援事業：新規（企画課）

内 容：地域課題の解決のため、空き家を利用して10年以上事業を実施する団体・事業者に対し、準備費用を補助。※令和4年度中実施

助成額：事業立ち上げに伴う住宅等購入費用、リフォーム費用及び設備費用の3分の2。上限50万円。

利用例：買い物困難者対象の販売所 県補助併用で最大100万円

子ども食堂 国補助併用で最大175万円

※ただし、国・県の補助の対象にならない経費があります。

② 買い物環境充実支援事業：新規（企画課）

内 容：高齢者、出産・育児などにより、外出による食料や生活必需品等の買い物が困難な者のため、買い物支援事業（移動販売・宅配・移動手段確保等）を行う団体・事業者に対し、車両の維持管理に伴う燃料費・修繕費の支援を行う。※令和4年度中実施

助成額：燃料費 補助率1/2（上限 月3万円 最長2年）

修繕費（車両改装含む） 補助率1/2（上限 20万円）

③ 空き家活用多機能型住宅整備事業：新規（企画課）

内 容：町が空き家を借り上げて改修し、移住希望者が本町での生活体験を行う拠点となる「お試し住宅」の新たな整備を行う。

④ お試し住宅利用促進補助金：新規（企画課）

内 容：本町滞在期間中の町等が行う移住体験プログラムの受講を条件に、お試し住宅を利用する世帯に対し、本町来町時の交通費分の助成を行う。※令和4年度中実施

助成額：交通費（公共交通機関使用費用、自動車リース代、燃料代、駐車場代、高速道路料金等）の全額。ただし、単身の場合は30,000円、複数者世帯の場合は120,000円を上限とする。年度内1世帯1回のみ利用可能。

⑤ 移住者生活準備支援金事業：新規（企画課）

内 容：移住促進と移住後の生活安定までの支援のため、求職期間中の生活費支援として、若者移住世帯を対象に町内で利用可能な商工会発行の商品券を助成。

※令和4年度中実施

助成額：商工会発行の商品券を交付。ただし、5年間本町在住を条件とする。

若者世帯 2万円×12か月分 単身 1万円×12か月分

⑥ 空き家利活用促進事業（家財道具搬出処分費補助）：継続（企画課）

内 容：空き家バンク登録物件に残存する家財道具などの処分・搬出、清掃に係る経費に対し助成するもの。

助成額：事業にかかった経費の2分の1（上限20万円）

⑦ 移住空き家利活用支援事業（リフォーム費補助）：継続（企画課）

内 容：空き家バンクを通し、空き家を購入・賃借して所有者又は利用者が改修した場合、その工事費の一部を助成するもの。令和3年度より、10年間賃貸住宅として活用することを条件に、空き家バンクに登録した物件をリフォームした場合の費用補助も実施。

助成額：工事費の内、6分の1（上限10万円）以上、2分の1（上限30万円）未満。

賃貸住宅活用補助は全額補助、上限34万円。

⑧ 空き家再生地域活性化推進事業：継続（企画課）（再掲）

対 象：町内の空き家を店舗として活用し起業し、10年以上事業を継続する移住者

助成額：リフォーム費用及び設備費用の3分の2 上限170万円

⑨ 集落支援員の配置・活用：継続（企画課）

⑩ NPO法人いなか暮らし遊佐応援団の連携活動：継続（企画課）

⑪ 地域おこし協力隊からの支援・助言：継続（企画課）

2) ゆざが好きになる、住みたくなる情報の発信と回帰支援

本町出身者や転入希望者との接点づくりをはじめ、本町における魅力的なライフスタイルや価値観の共有、お試し移住、移住促進に向けたきっかけづくりを提供するなど、移住希望者から実際に移住先に「選んでもらえる」取組みをすすめていきます。

また、遊佐町情報を共有できるネットワークを構築して関係人口の増加を図りながら、オンラインを活用しながら町外で生活する本町出身者がUターンしたくなるようなイベントを開催し、「離れていても、ふるさと遊佐がそばにある」ことを感じられるような町の定住施策や移住者情報を定期的に発信していきます。

【施策内容】

① 関係人口創出拡大事業：新規（企画課）

内 容：ふるさと町民制度、ふるさと納税、若者ふるさと回帰推進事業、共同宣言事業等と連携しながら、町と町外に居住しながら本町との関わりを希望する方々を結びつけるネットワークを構築し、インターネットを活用した情報発信や町民との交流、ニーズ調査等を基にした関係人口参加事業、首都圏等での交流会等を企画・実施する。

具体的取り組み 関係人口受入体制、HP作成と情報発信、ネットワーク参加者募集、ニーズ調査等、ニーズに基づく参加事業の企画・実施、交流会等

② 田舎暮らし体験ツアー：継続（企画課）

内 容：関東・東北管内の若者をターゲットとしたお試しツアー。農業体験や既に移住している移住者との交流会、空き家や町の主要施設、観光地の案内等。春夏秋冬の年4回開催予定。

③ 情報提供事業：継続（企画課）

内 容：遊佐町 IJU ターン促進協議会のホームページの更新を定期的に行い、併せて各種情報誌やその他広報媒体を通じた情報発信を積極的に実施。また、移住後の生活を知るきっかけとするため、移住者を紹介する動画作成と配信、オンライン方式を含む移住セミナー開催を定期的に行い、より遊佐町を知る機会の増加を図る。

④ 若者ふるさと回帰推進事業：継続（企画課）

内 容：若者交流事業実行委員会や地域おこし協力隊とも連携しながら、町外に居住する遊佐町出身者等とのネットワークを構築しながら、交流イベントを開催。

3) IJU ターンの推進

IJU ターンを推進するためには、町内に移住を希望する方の情報をより正確に収集し、それらの情報に対するアプローチを確実に行う必要があります。そのためには、行政だけでなく、官民一体となった広く大きな組織による体制を継続して行くことが必要です。

また、IJU ターンを促進させるためには、大胆でインパクトのある施策も必要であり、自然環境のよい土地柄をアピールしながら、子育て世帯をターゲットとした、施策を展開していきます。

【施策内容】

① 遊佐町 IJU ターン促進協議会の運営：継続（企画課）

内 容：町内の各種団体、組織等を構成員とする協議会を設置し、具体的な施策の展開をこの協議会を通じて実践します。各種団体・組織等との連携強化を図るとともに、移住定住に関する情報の共有から施策の実施、並びに取り組みの成果を確認していきます。

構成団体等：町、農業委員会、区長会、婦人会連絡協議会、農協、生活クラブ生協連合会、商工会、漁協、土地改良区、観光協会、総合交流促進施設(株)、不動産業者、建設業組合、移住相談団体、集落支援員、等々

② 子育て世帯移住奨励金：継続（健康福祉課）

内 容：定住を目的として移住した0歳から義務教育課程までの子どもを有する子育て世帯に対し、奨励金を交付するもの。

助成額：子ども1人当たり12万円/年（3年を限度に交付）

③ 移住世帯上水道使用料補助金交付事業：継続（企画課）

内 容：40歳未満の家族がいる移住者世帯に対し、移住してから最大3年間、上水道料金の一部を補助するもの。

助成額：(1ヶ月分の上水道使用量 - 10 m³) × 140 円

④ 移住交流推進支援事業：継続（企画課）

内 容：首都圏の若者や生活クラブ生協会員を中心に参加者を募り、農作業体験や交流会を通して農業への理解や当地域の魅力を感じてもらおう事業。継続実施することで、若者の就農意欲や移住への発展をねらいとしている。農協が実施主体となり、年2回、生活クラブ組合員の夢都里路くらぶによる援農事業を実施。

助成額：負担金として80万円/年

4) PR・情報提供

本町は日本海、鳥海山、鮭が遡上する月光川、安全・安心の米を産む庄内平野、メロン、ごぼう、大根など美味しい野菜を育む庄内砂丘、豊富な湯量を誇る鳥海温泉など6大自然に恵まれた自然の魅力があふれている町です。自然災害にも強く、この地勢の特色をPRし、新規就農者、定年帰農者や、田舎暮らし希望者等に情報提供し、定住促進を図ります。加えて、空き家情報活用システムを最大限に生かし、空き家や空き地の有効活用を通して、人口増につなげます。

また、米の生産・流通・消費に関しては、生活クラブ生協と本町は50年もの長きに渡り、提携産地として結びついております。これまでの交流の歴史を踏まえて、農村と都市との今後の連携進化のための共同宣言を締結しました。連携事業の展開による魅力あるまちづくりを進めます。

【施策内容】

① 情報提供事業：継続（企画課）

内 容：移住ガイドブック、ポスターの作成。ホームページ・各種情報誌やその他広報媒体を通じた情報発信。NPO 法人と連携して実施。

② ワンストップ相談窓口体制の構築：継続（企画課）

内 容：移住希望者が必要な定住施策に関する情報等の一元化を図り、サービス向上を図る。

③ 空き家情報活用システム（空き家バンク）の充実：継続（企画課）

内 容：町が空き家等の情報を管理し、物件（同意を得たもののみ）をホームページに掲載し、公表する。

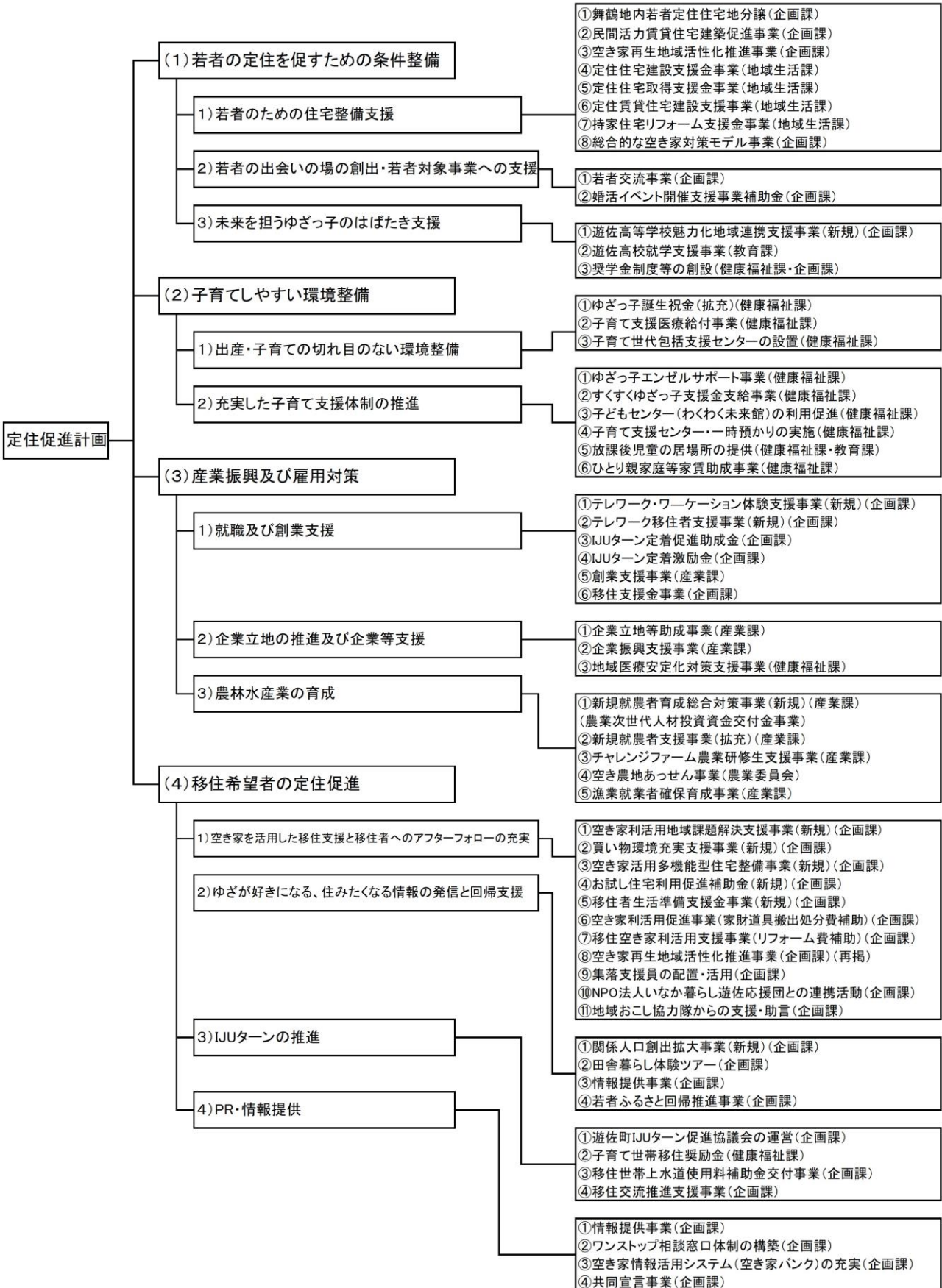
④ 共同宣言事業：継続（企画課）

内 容：町と生活クラブ生協、農協の三者が、長い提携と交流の歴史の上に立ち、連携と共同のもとにお互いの地域、生活課題を解決していくために「地域農業と日本の食料を守り、持続可能な社会と地域を発展させること」を標榜し、平成 25 年度に共同宣言を締結。「まちづくり部会」「環境部会」「農業振興部会」の各専門部会により問題解決に取り組んでいる。

そのうち、まちづくり部会では「移住・定住促進活動への取組み」を進めるため、「遊佐を知る」「遊佐の自然・農業に触れる」機会づくりとして、いなか暮らし体験ツアー等の連携事業を展開している。

施策体系図

【施策内容】



IV 参考資料

遊佐町定住施策庁内連絡会議委員 及び 定住促進計画策定ワーキングチーム (WT)

委員：令和3年4月

WT：令和3年8月

No.		所 属	職 名	氏 名
1	委 員		副町長	池田 与四也
2	委員及びWT	産業課	産業創造係長	池田 源威
3	委員及び WT	産業課	農業振興係長	友野 毅
4	委員及び WT	地域生活課	課長補佐兼管理係長	渡部 智恵
5	委員及び WT	健康福祉課	子育て支援係長	大江 恵
6	委員及び WT	健康福祉課	健康支援係保健師長	三浦 恵
7	委員及び WT	町民課	町民係長	齋藤 智恵子
8	委員及び WT	農業委員会	農地管理係長	菅原 恵里
9	委員及び WT	教育委員会 教育課	課長補佐兼 総務学事係長	鳥海 広行

事務局

No.	役職	所 属	職 名	氏 名
1	局長	企画課	課 長	佐藤 光弥
2	委員及び WT	〃	定住促進係長	本間 裕行
3	委員及び WT	〃	定住促進係主任	友野 友

◇遊佐町定住施策庁内連絡会議の開催

	開催日	検討内容
第1回	令和3年5月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 定住促進計画の策定について 各課定住施策の進捗状況及び今後の展開について
第2回	令和4年1月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 定住促進計画(案)の確認について 各課定住施策の進捗状況及び今後の展開について

◇定住促進計画策定ワーキングの開催

	開催日	検討内容
第1回	令和3年8月4日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 定住促進計画策定スケジュールについて 計画策定に係る具体的施策内容の確認及び見直し作業について <p>【以降の作業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○8～9月 具体的施策内容の見直し作業 ○12～1月 町実施計画、当初予算、懇談会意見等の具体的施策への反映作業
第2回	令和4年1月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 定住促進計画(案)の確認について

◇定住促進計画策定懇談会の開催

	開催日	検討内容
第1回	令和3年12月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> 移住者(Uターン者含む)による町内の地域課題、移住定住施策についての意見交換

遊佐町定住施策に関する現状と課題(H29～R3)

遊佐町の人口

年度	H29	H29	H30	R元	R2
人口	14,260	14,085	13,853	13,534	13,294
前年度比	△ 301	△ 175	△ 232	△ 319	△ 240

住民基本台帳(各年度末)より

事業名/事業内容		参考指標	H29実績	H30実績	R元実績	R2実績	R3計画
1	若者住宅建設支援事業(定住住宅建設支援金) 平成23年度～ ・対象:町内に専用・併用住宅を建設する者 ・助成額(H29-R元):対象工事費の10%(上限100万円)但し、40歳未満の町内在住者、若しくは町外在住者は対象工事費の10%(上限120万円) ・助成額(R2):対象工事費の12%(上限120万円)但し、40歳未満の町内在住者、若しくは町外在住者は対象工事費の12%(上限140万円)	件数	21	25	18	24	
		交付金額	23,800,000	27,600,000	20,600,000	32,700,000	
		対象工事費	571,757,003	685,868,398	494,224,076	680,493,000	
2	若者住宅建設支援事業(定住住宅取得支援金) 平成22年度～ ・対象:町内の建売、中古住宅を取得し定住する者 ・助成額(H29-R元):対象取得費の10%(上限100万円)但し、40歳未満の町内在住者、若しくは町外在住者は対象工事費の10%(上限120万円) ・助成額(R2):対象取得費の12%(上限120万円)但し、40歳未満の町内在住者、若しくは町外在住者は対象工事費の12%(上限140万円)	件数	13	7	8	5	当初予算 30,000,000
		交付金額	4,770,000	3,040,000	4,600,000	2,650,000	
		対象取得費	47,886,000	30,400,000	51,600,000	28,000,000	
3	若者住宅建設支援事業(定住賃貸住宅建設支援金) 平成22年度～ ・対象:町内に、賃貸住宅を建設する者 ・助成額:集合住宅の場合1戸当たり120万円(上限1,000万円)ノ戸建ての場合1戸当たり170万円(上限1,000万円)	件数	0	1	2	0	
		交付金額	0	5,100,000	8,500,000	0	
		対象工事費	0	32,400,000	46,590,000	0	
4	①若者定住・町営住宅建設事業 平成25～30年度 ②舞鶴地内若者定住住宅地建設整備支援事業 令和元年度(平成30年度繰越)～ ①(H29-H30) ・町内に若者が定住できる町営住宅やアパートが少ないことから、若者定住のための町営住宅を建設。 ②(H30-R元) ・若者住宅建設事業は、H30.10月以降、町が民間事業者造成地を貸し出し、その事業者から賃貸住宅を建築及び経営していただく「民間活力賃貸住宅建築促進事業」で若者定住を進めていくことに方針を転換、新築支援金200万円ノ戸(上限額)、地盤改良工事支援金130万円ノ戸(上限額)を事業者に交付する「舞鶴地内若者定住住宅地建設整備支援事業支援金交付要綱」を整備。H31.4月、舞鶴地内若者定住住宅地建設整備支援事業による地盤改良工事を開始、R1.9月に戸建て4戸が完成、各支援金の交付を行う。	当初予算	205,846,000	199,021,000	13,200,000	0	当初予算 13,200,000
		若者定住・町営住宅建設事業費	12,503,160	83,069,870	-	-	4
		舞鶴地内若者定住住宅地建設整備支援金	-	-	11,888,000 (戸数4)	0	
5	持家住宅リフォーム支援金事業 ・対象:申請段階で工事に着手していないこと、町内の建設業者と契約すること、下水道又は合併浄化槽に接続している又はすること、町県民税に滞納がない者、遊佐町在住でない者は工事後に移住することが確実な者 ・助成額(H29-R元):費用20万円以上の工事費の10%。下水道接続工事と同時に行う場合は、対象工事100万円まで20%、超える分は10%(上限100万円) ・助成額(R2):費用20万円以上の工事費の12%。下水道接続工事と同時に行う場合は、対象工事100万円まで22%、超える分は12%(上限100万円)	当初予算	50,000,000	50,000,000	30,000,000	12月補正後 50,000,000	当初予算 30,000,000
		件数	173	158	182	184	
		交付金額	48,550,000	37,700,000	43,230,000	45,440,000	

遊佐町定住施策に関する現状と課題(H29～R3)

遊佐町の人口

年度	H29	H29	H30	R元	R2
人口	14,260	14,085	13,853	13,534	13,294
前年度比	△ 301	△ 175	△ 232	△ 319	△ 240

住民基本台帳(各年度末)より

事業名/事業内容		参考指標	H29実績	H30実績	R元実績	R2実績	R3計画
6	ニュータウン青葉台住宅団地分譲地新築助成制度 平成25～平成30年度	問合せ件数	-	-			
・対象:青葉台住宅団地分譲地を購入し、住宅を建設し、居住した者 ・助成額:分譲地購入費の2分の1相当額		助成件数	4	3			
		助成額	10,795,000	8,954,000			
7	定住住宅空き家活用事業(借上げ空き家リフォーム制度) 平成25年度～	同意軒数	2	2	0	0	0
町が空き家を借上げ、リフォーム後に移住者に貸し出す。空き家活用住宅一棟につき、400万円を上限に台所や風呂場などの修繕を施す。		リフォーム軒数	2	2	0	0	0
		賃貸契約(入居人数)	1(3)	2(6)	2(3)	1(1)	0
8	空家情報活用システムの充実 リニューアル年度:平成24年度～	空き家登録総軒数	105	123	136	146	156
・町に登録した空き家の外観写真、間取り、位置図をホームページに掲載し、公表。・利用登録者と空き家所有者との連絡調整。		新規登録軒数	15	18	14	7	10
		成約空家軒数(移住者数)	12(16)	14(11)	12(24)	4(移住1件2名、住替え3件7名)	6(12)
9	集落支援員の配置・活用 平成24年度～	登録空き家軒数	105	123	136	146	166 (プラス20軒)
・集落の巡回、点検及び課題整理 ・移住希望者と集落との話し合いの調整 ・空き家の調査 ・移住希望者の空き家への現地案内 ・空き家データベースの作成 ・実際の移住定住者へのアフターフォロー		対応者(組)数	52	131	63	20	40
		移住者数	18組39人	19組40人	15組37人	11組17人	20組40人
10	ワンストップ相談窓口体制の構築 平成25年度～	移住相談件数等	109	168	149	183	150
移住希望者が必要な定住施策に関する情報等の一元化を図り、サービス向上を図る。		移住者数	18組39人	19組40人	15組37人	11組17人	20組40名
11	田舎暮らし体験ツアー 平成25年度～	参加者:春夏	春5組13人 OPツアー3人	春2組4人 OPツアー2組2人 秋2組7人冬0人	春2組3人・OPツアー4人・ 秋1組2人(中止) 冬1人(中止)	春ツアー・夏OPツアー 募集中止	5/6～2/25 わがまま チョイスプラン
関東・東北管内の地方に移住を考えている若者をターゲットとしたお試しツアー。農業体験や既に移住されている方々との交流会、観光地を巡る。 ※NPO法人いなか暮らし遊佐応援団への委託事業		参加者:秋冬	0人	お試し移住9組14人 マイプラン3組5名	お試し移住4組14人 マイプラン2組3人	秋ツアー・冬ツアー 募集中止	
		合計	8組16人	18組32人	9組24人	お試し住宅利用 4組12人	20組50人

遊佐町定住施策に関する現状と課題(H29～R3)

遊佐町の人口

年度	H29	H29	H30	R元	R2
人口	14,260	14,085	13,853	13,534	13,294
前年度比	△ 301	△ 175	△ 232	△ 319	△ 240

住民基本台帳(各年度末)より

事業名/事業内容		参考指標	H29実績	H30実績	R元実績	R2実績	R3計画
12	遊佐町空き家利活用促進事業(家財道具搬出処分等補助) 平成26年度～	予算	1,500,000	2,000,000	2,000,000	1,600,000	1,200,000
空き家情報活用制度(空き家バンク)の活性化を図るため、空き家バンク登録された空き家に残存する家財道具(ハウスクリーニング含む)等にかかる費用に対する補助金の交付を行う。物件の所有者等が荷物の片付けの負担が軽減され、空き家への入居が円滑に行えるようになる。		件数	8	7	2	4	6
		実績額	761,000	945,000	367,000	696,000	
13	遊佐町移住空き家利活用支援事業 平成26年度～	予算	2,122,000	1,700,000	1,700,000	1,400,000	2,700,000
空き家情報活用制度(空き家バンク)の活性化を図るため、空き家バンクに登録された空き家を購入・賃借して改修した場合に一部を補助するもの。		件数	6	8	4	3	10
		実績額	1,208,000	685,000	556,000	415,000	
14	情報提供事業 平成25年度～	ポスター設置箇所数	99	99	-	-	-
移住定住パンフレット・ポスター作成。ホームページ・各種情報誌等での情報発信		パンフレット配付箇所数	39×4	39*4	-	-	-
		HPサイトアクセス件数	平均:月2,755	平均:月2,774	平均:月2,481	平均:月2,343	
15	遊佐町IJUターン協議会の組織化 平成25年度～	交流イベント参加数	176人	119人	93	27	60
町内の各種団体の力を一つにし、連携施策も展開しながら、移住定住者への働きかけを行う。空き家利活用部会ほか、各種イベントに参加して遊佐町のPRと移住相談会を実施。		移住者数	3組3人	2人	4人	0人	5人
16	遊佐町若者交流事業 平成22年度～	セミナー・イベント数	6	3	2	1	1
出会いの機会を提供し、成婚率を高め、出生数の増加に繋げる。・婚活セミナー、婚活イベントの開催 ・対象:20～39歳(20～45歳の場合あり)の男女		参加者数	59	73	35	10	
		男女別	男34女25	男43、女30	男21、女14	男女5人ずつ	
17	移住交流推進支援事業 平成23年度～	イベント回数	11	11	10	0	10
・参加対象:首都圏の若者や生活クラブ生協会員 ・内容:農作業、収穫体験や交流会 ・実施主体:JA庄内みどり ・上記交流経費に関し、町が負担金を助成		交付金額	800,000	800,000	800,000	0	800,000
		参加者延べ人数	53	65	59	0	

遊佐町定住施策に関する現状と課題(H29～R3)

遊佐町の人口

年度	H29	H29	H30	R元	R2
人口	14,260	14,085	13,853	13,534	13,294
前年度比	△ 301	△ 175	△ 232	△ 319	△ 240

住民基本台帳(各年度末)より

事業名/事業内容		参考指標	H29実績	H30実績	R元実績	R2実績	R3計画
18	共同宣言事業 平成25年度～	連携事業数	11事業	11事業	11事業	2事業	7事業
平成25年1月26日に締結した共同宣言に基づき、生活クラブ、農協、町が連携事業を展開するもの。							
19	Uターン促進事業 平成28年度～	加入数		201			
在京遊人会が運営するSNSによる定期的な遊佐町の情報発信を連携して行う。また関東での遊佐町出身者交流イベントへの開催支援。		イベント数	2	3	2	0	2
		参加者	53	73	41	0	60
20	空き家相続手続き推進事業 平成28～30年度	件数	0	0			
優良空き家でも、先々代から相続がされていない物件等に対し、相続手続きに係る司法書士等への費用の一部を支援し、空き家売買の促進を図る。 先々代からの相続に係る経費に対し1/2補助(上限20万円)		売買物件	0	0			
		相談者数	1	0			
21	移住世帯上水道使用料補助金交付事業 平成28年度～	世帯数	16	21	29	31	+10
家族が多い子育て世代の水道料金が家計費を圧迫され、暮らしにくい要因の一つとなっている。移住前の自治体の水道料並みになるよう、上水道料金の一部を補助し、生活が安定するまで支援を行う。移住してから3年間、上水道使用料に対し1㎡140円の助成を行う。		金額	72,660	163,940	154,280	102,900	350,000
22	空き家再生地域おこし事業 平成29年度～	予算	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	1,700,000
地域おこし協力隊と連携して、空き家を店舗等に改修し、移住者に貸出しをする。新たな感性を持って、遊佐町の風土に価値観を見いだせる人を誘致・発掘し、自宅を創作拠点に起業し、クリエイティブな活動を通して、地域コミュニティに活気を与えられる職種に、店舗を貸出し、費用の支援を行い、最終的には購入と定住につなげていく。 昨年度までは空き家を10年町で借り上げて400万円までのリフォームを施し、起業希望の移住者に賃貸。3年間は家賃補助(全額)実施。		件数	1	1	1	0	1
23	移住支援事業(政府のわくわく地方生活実現政策パッケージ) 令和元年度～	支援者数			0	0	1
県と町が共同して移住支援、マッチング支援、起業支援を実施するもの。 東京圏から移住して就業または起業しようとする者が転居・就業、又は起業・定着に至った場合移住支援金(就業上限100万円、起業300万円)を支給する。		金額			0	0	1,000,000

遊佐町定住施策に関する現状と課題(H29～R3)

遊佐町の人口

年度	H29	H29	H30	R元	R2
人口	14,260	14,085	13,853	13,534	13,294
前年度比	△ 301	△ 175	△ 232	△ 319	△ 240

住民基本台帳(各年度末)より

事業名/事業内容		参考指標	H29実績	H30実績	R元実績	R2実績	R3計画
24	県総合的な空き家対策モデル事業(県) 平成30年度～	空き家再生			1	0	1
県、県住宅供給公社、東北芸術工科大学、町の4者協定により、空き家を一体的に活用するための課題解決を行うもの。							
25	IJUターン定着促進助成金(移住希望者向け) 平成28年度～	予算	0	0	300,000	200,000	200,000
・対象:庄内北部定住自立圏外に1年を超えて住所を有し、町内に居住する意思のある40歳未満の方 ・助成内容:庄内北部定住自立圏域で公的機関が実施する就職面接会等に参加する際の交通費の1/2を助成(上限額:町内事業所2万円、その他1万円)		件数	0	0	0	0	10
			0	0	0	0	
26	IJUターン定着激励金(IJUターン者向け) 平成28年度～	予算	1,000,000	700,000	1,000,000	1,000,000	700,000
・対象:庄内北部定住自立圏外に1年を超えて住所を有したのち町内に転入し、庄内北部定住自立圏域の事業所に正規雇用された40歳未満の方 ・助成内容:定着激励金として1人あたり10万円を交付(家族の場合上限額30万円)		件数	6	7	2	6	5
					200,000	1,000,000	
27	農業次世代人材投資資金交付金(旧青年就農給付金)事業 平成24年度～	給付金	9,797,050	8,607,862	8,607,862	14,298,000	3,000,000
経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に、経営開始型の給付金を給付。助成額:一人あたり年間150万円(最長5年間)		人数	7	7	7	6	4
28	新規就農者支援事業 平成27年度～	予算	300,000	210,825	210,825	0	200,000
青年就農給付金対象者に、町単独で資格の取得にたして1/2 最大10万を上限に補助する事業を予算化している		件数	0	3	3	0	2
29	遊佐町チャレンジファーム 平成27年度～	予算	3,420,000	3,600,000	3,600,000	1,440,000	1,440,000
新たに農林水産業に従事しようとする者の研修期間中の生活を町独自で支援することで県内外から新規就業希望者を確保し遊佐町における農林水産業の後継者不足を解消、さらには定住人口の増加を図ることを目的とする。		件数(研修生)	3	4	4	2	3
			2,060,000	3,360,000	3,360,000		

遊佐町定住施策に関する現状と課題(H29～R3)

遊佐町の人口

年度	H29	H29	H30	R元	R2
人口	14,260	14,085	13,853	13,534	13,294
前年度比	△ 301	△ 175	△ 232	△ 319	△ 240

住民基本台帳(各年度末)より

事業名/事業内容		参考指標	H29実績	H30実績	R元実績	R2実績	R3計画
30	企業奨励条例奨励金 助成内容拡大年度:平成21年度～	件数	5	3	3	6	4
・対象:工場等を新設、増設した場合で、各種要件を満たす工場等の設置者 ・助成額:固定資産税相当額を5か年交付		補助金	11,740,200	3,033,100	3,033,100	5,395,700	4,110,600
31	企業立地促進条例 用地取得助成 助成内容拡大年度:平成21年度～	件数	1	4	4	1	0
・対象:製造業等の事業で、準工業地域、工業地域等に用地を取得し、各種要件を満たす工場等の設置者 ・助成額:用地取得価格の30%、但し限度額3,000万円 (H29～鳥海南工業団地の未造成地取得の場合は上限額5,000万円)		補助金	12,918,000	55,140,000	55,140,000	7,227,000	0
32	中小企業技術者養成研修補助制度 助成内容拡大年度:平成22年度～	件数	52件・17事業所	79件・15事業所	79件・15事業所	39件・9事業所	40件・15事業所
・対象:研修会を開催し又は従業員を研修に参加させる中小企業者 ・助成額:講師の謝礼及び交通費等、研修参加は対象経費の受講料、交通費、宿泊費		補助金	1,929,913	2,249,594	2,249,594	722,771	1,200,000
33	雇用創出対策助成金 助成内容拡大年度:平成22～29年度	件数	0				
・ハローワーク酒田管内の雇用保険適用事業所の事業主が、事業主都合により離職した遊佐町在住の方を雇用し、1年間継続雇用した場合、雇用一人あたり50万円(事業所の新設・増設を伴う雇用の場合は一人あたり60万円)を助成		補助金	0				
34	実践型地域雇用創出事業 平成24～29年度	雇い入れ数	5				
・厚生労働省委託事業(H27～29)遊佐ブランド推進協議会が受託 ・新規創業を支援・各種セミナー等の開催 ・新商品等開発事業 ・ホームページ等での情報発信		就職及び創業者数	41				
35	中小企業設備投資支援事業 平成27年度～	件数	5	6	6	6	6
・対象:工場等の新・増設、機械設備等を設置する中小企業者 ・助成額:投下固定資産総額100万円以上→経費の10%、上限100万円		補助金	24,533,000	25,930,000	25,930,000	4,190,000	3,600,000
			H30へ予算繰越1件、20,000,000				

遊佐町定住施策に関する現状と課題(H29～R3)

遊佐町の人口

年度	H29	H29	H30	R元	R2
人口	14,260	14,085	13,853	13,534	13,294
前年度比	△ 301	△ 175	△ 232	△ 319	△ 240

住民基本台帳(各年度末)より

事業名/事業内容		参考指標	H29実績	H30実績	R元実績	R2実績	R3計画
36	就職資格取得支援事業 平成28～令和2年度	予算	267,000	115,000	115,000	0	
<ul style="list-style-type: none"> ・対象: 満年齢65歳未満の町内在住の求職者(在職者除く)及び非正規雇用の方 ・対象経費: 就職に繋がる資格や免許取得に係る費用(普通自動車免許等は除く) ・助成額: 資格取得経費の1/2以内(ただし上限10万円) 		件数	4	2	2	0	
37	IJUターン雇用奨励金(事業所向け) 平成28年度～	予算	1,500,000				
<ul style="list-style-type: none"> ・対象: 40歳未満のIJUターンの方を3ヶ月正規雇用した庄内北部定住自立圏域の事業所 ・助成内容: 雇用奨励金として1名につき30万円を交付(1年度上限額60万円) 		件数	5				
38	空き農地あっせん事業(旧空き農地バンクの創設) 平成25年度～	問合せ件数	2	0	0	2	2
空き農地の情報を管理し、定年帰農者等に貸出しするもの。		貸出し者数	2	0	0	0	2
39	子育て世帯移住奨励金 平成25年度～	世帯数	35	16	8	4	8
0～義務教育課程までの子ども連れで移住した世帯責任者に奨励金を交付 ・助成額: 子ども一人当たり12万円/年(3年を限度に交付)		対象者数	44	24	14	6	14
40	ゆざっ子エンゼルサポート事業 平成28年度～	児童数	237人	241人	・保育料0円 16人 ・副食費0円 22人	・保育料0円 22人 ・副食費0円 24人	・保育料0円 22人 ・副食費0円 24人
3歳以上児等の保育園・認定こども園・幼稚園に係る保育料の大幅な軽減		軽減(補助)額	56,094,000円	57,831,000円			
41	すくすくゆざっ子支援金支給事業 平成30年度～	支援者数		①198人 ②232人 ③246人	①195人 ②219人 ③244人	①201人 ②232人 ③244人	228人
町内に住所を有する0歳から3歳までの子どもを養育する者に対し、子育てに係る経済的負担軽減のため給付金を支給する。		金額		26,050,000円	25,140,000円	25,750,000円	23,720,000円

遊佐町定住施策に関する現状と課題(H29～R3)

遊佐町の人口

年度	H29	H29	H30	R元	R2
人口	14,260	14,085	13,853	13,534	13,294
前年度比	△ 301	△ 175	△ 232	△ 319	△ 240

住民基本台帳(各年度末)より

事業名/事業内容		参考指標	H29実績	H30実績	R元実績	R2実績	R3計画
42	看護師等奨学金貸付事業 平成25年度～	給付件数	5	2	2	4	6
看護師、准看護師を養成する学校等に在学する方に、就学等に必要な奨学金の貸付を行うもの。町内の医療機関に務めることが条件。月額50,000円以内。貸付終了後3年以内で返還(免除制度有)		内町内者	1	0	0	0	0
		給付金額	2,750,000	1,200,000	1,200,000	2,040,000	3,240,000
43	遊佐町婚姻届等作成事業 平成28年度～	件数	鳥海山13件	鳥海山5件	鳥海山5件	鳥海山10件	-
遊佐町版婚姻届を作成し、希望者に配布			米～ちゃん10件	米～ちゃん8件	米～ちゃん8件	米～ちゃん7件	-
			その他16件	その他21件	その他21件	その他13件	
44	遊佐高校就学支援金 平成27年度～	給付件数	38	18	33	23	40
山形県立遊佐高校の地域に根差した学習活動を支援し、同校の発展及び存続、並びに地域で活躍する人材育成を図るため、新入生に対して就学支援金70,000円を交付する。		給付金額	2,660,000	1,260,000	2,310,000	1,610,000	2,800,000
45	遊佐高校介護職員初任者研修受講支援金 平成27年度～	支援者数	5	10	10	10	12
町社会福祉協議会が実施する研修会を受講する遊佐高校生徒へ25,000円の給付		金額	125,000	250,000	250,000	250,000	300,000
46	遊佐高校キャリアアップ支援事業(普通自動車運転免許取得支援) 平成27年度～	支援者数	13	29	29	28	18
地元定住を望む遊佐高校生徒を対象とした資格取得等に係る経費に対する支援により、地元就職を目指した人材育成と定住化を図る。遊佐高校3年生の普通自動車運転免許取得を支援。一人当たり60,000円を支給。		予算	780,000	1,740,000	1,740,000	1,680,000	1,080,000
47	遊佐高校県外志願者支援事業 平成30年度～	支援者数		0	5	2	4
平成30年度より県外志願者の入学が認められたことから、令和元年度から遊佐高校魅力化コーディネーターを委嘱し、住居支援を実施する。併せて、遊佐高校への入学志願者への情報発信として、コーディネーター、遊佐高校、教育委員会、定住促進係が連携して取り組む。		金額		3,000	5,521,274	3,455,467	9,000,000

遊佐町定住施策に関する現状と課題(H29～R3)

遊佐町の人口

年度	H29	H29	H30	R元	R2
人口	14,260	14,085	13,853	13,534	13,294
前年度比	△ 301	△ 175	△ 232	△ 319	△ 240

住民基本台帳(各年度末)より

事業名/事業内容		参考指標	H29実績	H30実績	R元実績	R2実績	R3計画
48	人材確保支援事業 令和2年度～	件数				3	2
若者の地元回帰、IJUターン者の就職促進を図るため、町内事業所が就職・求人サイトを利用する場合の掲載に係る費用に対し助成助成金の額:対象経費の1/2以内 上限額200千円		金額				45,000	200,000
49	舞鶴地内若者住宅地造成事業 令和元年度～	件数					
若者の町内への定住と住宅取得を促進するため、舞鶴地内の町有地を宅地造成し、分譲を行う。		金額				91,828,100	当初予算 6,600,000
						用地取得費・工事費	補助金